

年会費に関する規程

本規程は、定款第7条第3項に基づき会費の額、納入方法等について定めるものである。

第1条 本学会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 学生会員 5,000 円
- (3) 賛助会員 1口 100,000 円

第2条 前条の会員は、年会費を各会計年度の初めに納入しなければならない。

第3条 第1条の会員が会計年度の途中で資格を喪失したときは、既納入の会費は返還しない。

附則

本規程は、平成14(2002)年11月9日より施行する。

2011年10月1日改訂(第1条)